様式第11号（第13条関係）

第　　号

　　　　　　　　年　　月　　日

丸亀市長

　　　　　　　　　　様

支払猶予不承認通知書

　　　　年　　月　　日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるよう通知します。

（不承認の理由）

|  |
| --- |
| この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に丸亀市長に対し審査請求をすることができます。  この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、丸亀市を被告として（訴訟において丸亀市を代表する者は丸亀市長となります。）提起することができます。 |